

## 広告掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人の新潟県作業療法士会ニュースに掲載する広告等についての料金の基準を定めるものである。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、新潟県作業療法士会ニュースに掲載する広告及びチラシ等とする。

(広告料金)

第3条 広告料金は、この法人の新潟県作業療法士会ニュースに掲載する広告及びチラシ等に対して、広告依頼主がこの法人に支払うこととする。

(広告料金の額)

第4条 広告料金の基準額は、別表1に掲げる。

2 第2条に該当しないものについては、その都度理事会で定める。

(規則の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

1. この規程は、平成25年9月5日から施行する。
2. 令和2年9月19日改定

広告料金請求基準

別表1

希望する枠	当士会会員の所属あり	当士会会員の所属なし
県士会ニュース 1/8 縦6cm×横8cm	¥2,000	¥4,000
県士会ニュース 1/4 縦12cm×横8cm	¥4,000	¥8,000
県士会ニュース 1/2 縦12cm×横17cm	¥8,000	¥16,000
県士会ニュース A4 1枚	¥16,000	¥32,000
チラシ A4 1枚	¥16,000	¥32,000